

## 第4章 「評価・勧告」タイプの第三者レビューのあり方

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、「審査」タイプの第三者レビューとは異なり、第2章で取りまとめたように、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いが強く、様々な手法により自由な発展がなされているものである。

このため、その実施手続及び第三者レビュー実施者の知識・能力等に関する基準を作成する必要性は現時点では少ないと考えられるものの、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められる。

また、「評価・勧告」タイプの第三者レビュー実施者に必要な知識・能力等は第三者レビューを受けようとする各事業者等が各自の判断基準で様々な専門分野から自由に選択するものである。

こうした観点から、「評価・勧告」タイプの第三者レビューの今後の自由な発展を阻害しないことに留意しつつ、利害関係者が公表された評価・勧告の結論を誤解することがなく、その健全な発展を促進することを目的に、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドライン案の主な項目を以下のように取りまとめた。ガイドライン案の具体的なイメージは別添2に示した。

- ・ 環境報告書の第三者レビューは、一定の知識と経験を有する者（以下、評価・勧告実施者。）が行うことが望ましいこと。
- ・ ガイドラインは、事業者の発行する環境報告書に様々なタイプの第三者レビューが存在する現状を踏まえ、環境報告書に係る利害関係者が第三者レビュー意見を誤解なく理解するための一助となるように配慮すべき事項を示したものである。したがって、第三者によるレビューの自由な実施を妨げるものではないが、実施に当たってはガイドラインに沿った配慮がなされることが望ましいこと。
- ・ 評価・勧告実施者の立場、正当な注意義務及び守秘義務の必要性に関すること。
- ・ 第三者レビュー報告書の記載事項に関すること。

図5 現状を整理する部分（「評価・勧告」タイプの第三者レビュー）

